

韓国における 10 代の妊娠・出産・子育て

- < 中絶か養子か > < 自分で生み・育てる > という「選択」の背景に何があるのか -

横浜国立大学 相馬 直子 (会員番号 05033) 朴 志允 (東洋大学・会員番号 05367)

キーワード：10 代の妊娠、若年出産、韓国

1. 研究目的

国際的に見ると、欧米諸国では 10 代の未婚母子世帯の増加が社会問題になって久しい。一方、東アジアの日本や韓国においては、欧米ほどではないものの、10 代の出生率が増加傾向にある。日本以上に急速な出生率低下が問題視されてきた韓国において、「10 代の妊娠・出産・子育て」の問題は、少子化対策の中でも見落とされてきた。しかしながら、「10 代の妊娠・出産・子育て」の問題は、女性や子どもの貧困問題、母親である女性自身の教育問題、労働問題、子どもの発達といった諸問題が交錯しており、今後は、その政策対応の必要性が高まってくると思われる。

これまで韓国における未婚母の妊娠・出産では、「生まない (= 中絶)」「生むが自分では育てない (= 養子)」という両者のケースが大半をしめてきた。教育熱が高い韓国社会では、本来教育を受けているはずと社会から期待される 10 代の若年層が親になるという選択に対し、日本以上にスティグマが根強い。「生むが自分では育てない (= 養子)」ことを選択する以前に、「生まない・生めない (中絶)」という選択をするしかなく、公式統計以上に、10 代の中絶は多いことがこれまで指摘されてきた。

しかしながら、「生まない・生めない (= 中絶)」「生むが自分では育てない (= 養子)」というこれまでの状況から、近年、「自分で生み・育てる」ことを選択する 10 代親が増え、韓国における 10 代の出生・養育行動に大きな変化がみられるといわれている。いったいなぜ、近年の韓国では、「自分で生み・育てる」ことを選択する 10 代の親が増えているのだろうか。この変化の背景には、いったいどのような要因があるのだろうか。

この変化を説明するには、(1) 福祉政策などの制度変化、(2) スティグマなど社会意識の変化、(3) 10 代の親自身の意識や社会関係など、10 代親を取りまく多面的な説明が必要となってくると考える。本発表は、この中でも (1) 福祉政策などの制度変化に着目し、10 代親をとりまく制度改革の状況と、支援を主導してきた民間施設の実践に着目し、近年の変化の性質を検討することを目的としたい。

2. 研究の視点および方法

本研究は、10 代親をとりまく制度改革の状況と、支援を主導してきた民間施設の実践に着目し、その変化の性質を検討することから、前者の政策分析は文献調査が中心となる。後者の民間施設の実践に関しては、施設担当者へのインタビューと、文献調査による。

3. 倫理的配慮

本研究は、施設の施設長の協力と同意のもとで行われている。母親と子どもが利用する施設であるため、利用者のプライバシーに侵害を与えないように、時間や場所を配慮したインタビュー調査を行った。また、施設名はアルファベットに置き換えられ、施設名や個人が特定できないよう配慮を行っている。

4. 研究結果

<中絶か養子か>から、<自分で生子・育てる>ことを選択する10代の親が増えてきたのはなぜなのか。韓国における10代の出生・養育行動における変化の要因について、本発表では、制度改革と支援の実践に着目した考察を行った。考察結果は以下の3点にまとめることができる。

第一に、2000年以降の家族政策の変化である。これまで韓国では人口政策の一環として、養子縁組が国家政策として推進されてきた。しかしながら、少子化の進行から、養子縁組を支援する政策から、自分で生子・育てることの支援へと政策が大きく転換した。

第二に、未婚母や母子世帯を取りまく家族制度の改革である。2006年の制度改革により、未婚母の児童養育権が認められたことで、未婚で子どもを育てる女性の養育権が法的にも確実なものとなった。また、家族法改正による、戸籍制度の改革により、離婚しても子どもが母の姓を名乗ることができるようになった。従来の戸籍制度のもとでは、父母が離婚しても、子どもの姓は父親の姓でなければならず、母子世帯となっても、母親と子どもとの姓が異なっていた。しかしながら、家族法改正により、子の福利のため、子の「姓」を変更する必要があるときには、父母などのいずれかの請求により、裁判所の許可を受けて変更できるようになった。

第三に、未婚母に対する支援、特に民間の支援の拡充である。未婚母子施設(26カ所)、未婚母子共同生活家庭(グループホーム、17カ所)、未婚母共同生活家庭(2カ所)では、特に民間主導で未婚母に対する支援が蓄積されてきた。職業教育、生活支援、教育支援、心理相談、住居支援、養育支援をくみあわせた多面的な自立支援が展開されており、未婚母の妊娠・出産・子育てを一連に支援する実践が展開されてきており、福祉国家の制度改革を促してきた。

最後に、「自分で生子・育てる」という出生・養育行動の変化にも、積極的な選択(自分で生子育てたいと思ったから)と、消極的な選択(中絶時期を逃した、養子に出すことは避けたい等)と、その「選択」にも幅がありうる。ひとことで「生子・育てる」といっても、その「選択」の背景には様々な問題があり、それは当事者への質的インタビューから考察されるべき重要な論点である。いったい何がきっかけで、「自分で生子・育てる」という「選択」に帰着したのか。その背景には、いかなる支援や社会関係があり、支えになったのは、いった誰(何)なのか。この点については、詳細な質的調査分析から、別途検討したい。

*本研究は、科研基盤研究B(一般)「10代子育て家庭への妊娠期からの福祉的支援に関する日韓比較研究」(研究代表者・森田明美)によるものである。